

子ども医療費助成制度が変わります！

住民税非課税世帯の子どもに加えて、**令和7年4月から**課税世帯の子どもについても現物給付方式により助成を行います。

子ども医療費助成制度はどう変わるの？



対 象	現 行	新制度
課税世帯の子ども (年齢は市町村により異なる)	自動償還払い方式※	現物給付方式
非課税世帯の子ども (未就学児から高校生まで)	現物給付方式で変更ありません	

※ 自動償還払い方式とは、窓口で医療費の自己負担分(2～3割)を支払いますが、医療費助成の申請手続きをすることなく、後日、助成金が支払われる方式です。

Q 現物給付方式とは？

A 県内の医療機関・薬局等の窓口で、市町村から交付される受給資格者証を提示し、医療費の自己負担分を支払うことなく医療サービスが受けられる方式です。

Q 対象となる医療費は？

A 保険適用となる入院(食事の費用は除く)、通院(歯科を含む)、調剤、訪問看護などの費用です。
※ 保険適用とならない費用や任意の予防接種費用などは対象となりません。

○市町村によって制度内容が異なりますので、詳細については、市町村にお問い合わせください。

必要な時に、必要な医療を ～受診が必要か判断に迷ったときは？～

●小児救急電話相談 ☎#8000 または ☎099-254-1186 ※携帯電話からも利用可

看護師等から応急処置や医療機関の受診の必要性などのアドバイスが受けられます。

【相談対象者】 おおむね15歳未満の子どもの保護者等

【受付時間】 (平日・土) 午後7時～翌朝8時、(日・祝・年末年始) 午前8時～翌朝8時

●こどもの救急

夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうかの判断の目安を提供するために、(公社)日本小児科学会が運営するホームページです。



(こどもの救急HP)

問い合わせ先 子育て支援課 099-286-2763

労働者協同組合制度を活用しませんか？

労働者協同組合とは？

「労働者協同組合」は、地域みんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していくことを目的とした新しい法人制度です。(令和4年10月制度創設)

制度が生まれた背景

少子高齢化によって人口が減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなどの幅広い分野で多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。その担い手の一つになるのが労働者協同組合です。

組合の基本的なルール

- (1) 資金を出し合う
- (2) 話し合って運営する
- (3) 共にはたらく



労働者協同組合の特色

- **さまざまな事業**が実施可能！
(労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能)
- 設立に**許認可は不要**のため、簡便に法人格を取得可能
(法務局での設立登記、県への届出は必要)
- **少ない人数**で設立可能！
(発起人3人以上！)



設立の流れなど詳しくはこちら ⇒
「知りたい！労働者協同組合法」
(厚生労働省 HP)



※ 既存の NPO 法人、企業組合からの**組織変更**も可能。
(注)令和7年9月30日までに法務局への届出が必要

全国を取組事例を紹介します！

全国では122法人が設立されています。
(令和7年1月1日現在)

労働者協同組合 ワーカーズ・コレクティブ Lavori

(神奈川県横浜市)

家事サポートを通じて
高齢者・孤立世帯等を
支援し、地域課題の解決に寄与



笑顔あふれるまちづくりを促進！

CampingSpecialist 労働者協同組合

(三重県四日市市)

放置された荒廃山林の
整備やキャンプ場経営
を通じた「まちおこし」
を目指し活動



交流人口の増加に寄与！

問い合わせ先 雇用労政課 099-286-3017